

一宮市水道料金等審議会会議録（第4回）

- 1 日時 令和5年9月25日(月) 午後3時00分～午後3時50分
- 2 場所 一宮市役所 11階 1102会議室
- 3 区分 公開(傍聴人 0名)
- 4 出席委員 10名
- 5 欠席委員 1名
- 6 事務局 15名
- 7 会議録署名者は、会長が2名指名した。
- 8 第3回での質疑について・改定案について(水道)

◎会長

事務局からご回答、ご説明をお願いいたします。

●事務局(経営総務課長)

よろしくをお願いいたします。まず初めに、訂正のご連絡をしたいと思います。第2回・第3回の審議会資料に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

第2回資料の9ページと、同じ内容になる第3回資料の3ページの水道料金の改定パターン①に誤りがございました。右端に赤い枠で囲ったところになりますが、事業所などの改定後の金額に誤りです。

上段、かっこ書きで3,062 下段 23,477 と記載してありましたが、正しくは上段、かっこ書きが 3,045 下段 23,460 でございます。金額算定において、小数点以下の端数の処理が誤っておりました。大変申し訳ございませんでした。該当するページの差替え資料をお配りさせていただきましたので、お手数ではありますがお手元の資料の差替えをお願いいたします。

前回ご質問がありました、水道料金における基本料金と従量料金の割合についての他都市比較となります。

自治体の選定基準でございますが、一宮市と隣接する市と、東海3県の中核市に照会を行いました。前回時に、岡崎市や江南市が未記載の理由については、前回の資料作成時点において両市から回答が得られていなかったためでございます。

その後、岡崎市より回答が届き記載させていただきましたが、江南市や清須市につきましては、回答が得られておりませんので、「回答なし」と記載させていただきましたが、先ほ

ど江南市から回答が届きましたので、口頭にてご説明させていただきます。江南市の基本料金の割合は 21.9%、従量料金の割合は 78.1%となっております。

表に記載の中核市の平均で申し上げますと、基本料金が 32.8%、従量料金が 67.2%となっており、一宮市より基本料金の割合が若干高い状況ですが、おおむね近似値となっております。

また、隣接する市町につきましても同様の傾向でございます。

次のページ(資料 3 ページ)をお願いいたします。

前回ご意見がございました臨時用の従量料金について、事務局で検討した結果、従量料金を定額 15 円改定としたパターン④をもとに臨時用の従量料金を、一般用の最大単価と同額にする見直しを行い、改定パターン⑤として改めて提示させていただきます。従いまして、臨時用の従量単価以外につきましては、改定パターン④と同じ内容となっております。

次のページ(資料 4 ページ)をお願いいたします。

先ほどの改定パターン⑤のイメージ図となります。臨時用を 102 円引き上げた形になります。その他につきましては、改定パターン④と同様となっております。

なお、臨時用の改定が経営に与える影響については、将来の見通しを算定するにおいて臨時用の水量を見込んでおりませんので、経営に与える影響のないものとなっております。

次のページ(資料 5 ページ)をお願いいたします。

選択した改定パターンの選択によって将来の経営に与える影響を、料金回収率を使ってご説明させていただきます。

各改定パターンを作成する際、料金算定期間の 5 年間における必要な経費を算出し、水道料金で賄うことのできる、つまり料金回収率が 100%を下回ることがないように算定しております。

各改定パターンの回収率の推移を折れ線で示しております。料金算定期間中における改定パターンによる料金回収率の差は非常に小さく、改定パターンの違いが経営に与える影響は、算定期間中においてはほとんどないと考えております。

なお算定期間以降は、人口、水量の減少が続く見込みから、令和 11 年度には 7%の改定が必要であると予測しております。

次のページ(資料 6 ページ)をお願いいたします。

前回の審議会において、今回の改定で当面の間料金設定を維持できるのか、今後の

事業運営は大丈夫なのか、といったお話がありましたので、今回の改定の算定期間についてご説明させていただきます。

今回の改定については、料金算定期間である令和6年度から令和10年度の5年間において、水道事業が事業継続するために必要となる費用を水道料金で賄えるように設定しております。この料金算定期間5年の設定につきましては、公益社団法人日本水道協会の水道料金算定要領によるもので、10年、20年とあまりに長く算定期間を設定することは、費用や収入を算定する上で不確定な要素を多く含むようになり、算定期間中、さらに改定が必要になる可能性があり、適当な料金算定とはいえません。

以上のことから、今回の改定では算定期間を5年とし、今後の経営状況を常にチェックしながら、次の算定期間における改定の必要性を絶えず検討してまいります。

次のページ(資料7ページ)をお願いいたします。

これまでお示しました改定パターンについて、使用例ごとの水道料金を比較したものととなります。

パターン①は従量料金の単価の差を広げるため、使用量が多いほど金額が高くなります。

パターン③は少ない使用量の方の負担がもっとも強い形になっております。

パターン②、④、⑤は、①と③の中間的な位置づけになっております。

水道事業の説明は以上となりますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎会長

前回の質問についてのお答えと、改定案を示していただきました。

前回ご質問、ご要望のありました点につきまして、委員の皆さまがおっしゃったことのお答えもありました。この点についてはいかがでしょうか。

○委員

水道料金の基本料金と従量料金の他市町の比較を出していただいて、ありがとうございます。出していただいた結果、概ね妥当な割合だと確認できました。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

臨時用の見直しとして改定パターン⑤をお示しいただいて、ありがとうございました。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

大丈夫です。

◎会長

委員がおっしゃったように、前回の改定パターン④の臨時用が改定されていなかったものを、臨時用に従量料金の最高値を入れた形で改定パターン⑤ができております。事務局から改定パターン⑤が望ましいという形で出てきております。審議会としても、そういう方向でまとめたいと思いますが、皆様が納得していただかないと市民の皆様が納得できませんので、ご提示の案につきまして、皆様の思うところをおっしゃっていただきたいと思います。引っかかる場所や分からないところがありましたら、合わせてご意見をいただきたいと思います。全員にご意見をいただきたいと思いますので、委員の皆さま、お願いします。

○委員

水道料金のお話を聞かせていただきまして、5年ごとの見直しを図りながら行っていく、料金回収率100%を下回らないように運営をしていくことについては同意させていただきます。

改定パターンを見まして、単身世帯から事業所まで平均していくと、改定パターン④・⑤が良いと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

料金改定パターンとしましては、改定パターン④・⑤が良いと思います。私が3人家族ですが、1カ月の料金が改定パターンの数字よりも少し低い金額です。上げ幅を見ていくと、改定パターン④・⑤が一番妥当だと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

家族世帯で見っていくと改定パターン①が良いと思いますが、事業所が高いので、改定パターン②か改定パターン④・⑤が妥当だと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

妥当かと言われると、改定パターン②か改定パターン④・⑤で迷います。5年のスパンで見て、改定パターン④・⑤で5年後やその先も保っていけるのかが分からないので、もう少し具体的に知りたいと思いました。

◎会長

この中ですと、どの改定パターンが良いと思いますか。

○委員

改定パターン②か改定パターン④・⑤が良いと思います。将来性を考えた時に、改定パターン②の方が良いのでしょうか。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

5年スパンで考えていくことに限定すれば、改定パターン④・⑤になると思います。ただ、今ご意見があったように、この先どうなるか考えるときりがないため、現状この5年間を考えると改定パターン④・⑤が妥当だと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

改定パターン⑤が妥当だと思います。今回改定パターン⑤を出していただきましたが、改定パターン④との違いは臨時用です。臨時用を普通の料金の最高額にすることは、臨時用は基本料金をいただかないため、最高額以上にすることもありますが、理論的にも正しいと思います。

目指すところは、改定パターン②の料金体系だと思いますが、住民の負担や一気に変わってしまうことの弊害も大きいと思います。バランスを考えると、妥協をするところになりますが、改定パターン⑤が良いと思います。まずは、これまで長く改定をしていなかった中で改定をする、料金の体系に踏み込んでいくことで、1つステップが上がるため、改定パターン⑤だと思います。その先の改定の時期を迎える時には、検討をするのが良いと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

臨時用に関して共感しておりますが、前回お話したように改定パターン②が良いと思

ました。しかし、結構な基本料金が上がると皆様の負担が大きくなることも考えると、本当は改定パターン②が良いと思いますが、改定パターン⑤が良いと今は思っております。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

長期的に見れば、改定パターン②だと思いますが、急激な市民負担を強いるのも申し訳ないので、改定パターン⑤が良いと思います。5年後に見直す間に市としても経営改善をした中で、5年後また市民にお願いしないといけないと、改定パターン⑤が良いと思います。

◎会長

副会長お願いします。

○副会長

急激な改変を控えるということで、改定パターン④・⑤が良いと思います。収支には直接影響してこないということですので、改定パターン④でも改定パターン⑤でもどちらかであれば良いと思います。

◎会長

一通りご意見をいただき、ありがとうございました。

会長としましては、まとめないといけませんので、一定のまとめをさせていただきます。

今日お示しいたきました改定パターン⑤について、賛成をしていただいたと思います。審議会としましては、改定パターン⑤が望ましいと申し上げたいと思います。その上で、委員の皆様がお話いただきましたように、5年後やさらに長期のスパンで見た時には、改定パターン②も検討しないといけないということは、多くの委員がおっしゃったとおりでございます。委員が再三おっしゃっているように、当局の皆様方におかれましては、今回の期間が5年間ということは明記しており、市民の皆様にお示して良いと思います。その後のシミュレーション、10年後を推測することが難しいことは分かりますが、その後のことが分からないということでは通用しないと思います。今想定をすると、次の5年後から10年後にかけては、こういうことが予測されますが、急激な市民の負担感を鑑みた時に、今は改定パターン⑤で行くと示していかないといけないと思います。この辺りのことを答申をするときにきちんと書くことが望ましいと思います。委員もおっしゃったように、審議会の最初の回でも上下水道部としてできる限りの経営改善をされているというお話は何っておりますが、市民の感情的なものもございまして、一層の努力が問われます。今以上に示していただき

と思います。

この土日にサミットがあったとお伺いしました。上下水道のイベントも終わられたということで、市民の皆様と上下水道部局の皆様が一生懸命ことにあたったださっていること、素晴らしい上下水道を維持されておられるということにより分かるような形で報告していくことが大事だと思います。こうしたことも、答申の中に書き込んでいただくのも良いと思います。

9 第3回の質疑について・改定案について(下水道)

◎会長

それでは、下水道使用料についてのご説明をお願いいたします。

●事務局(経営総務課長)

よろしく願いいたします。

資料の8ページをお願いします。下水道事業についてご説明いたします。

下水道使用料における基本使用料と従量使用料の割合についての他都市比較となります。

最も基本使用料の割合の低い各務原市は、基本使用料が月275円で、基本水量はなく、従量使用料の内、一番安い単価が90円となっております。

清須市と岡崎市は回答をいただいておりますが、岡崎市を除く、表に記載の4市の中核市の平均で申し上げますと、基本使用料が29.2%、従量使用料が70.8%となっており、一宮市より少し基本使用料の割合が高い状況となっております。

次のページ(資料9ページ)をお願いいたします。

こちらの改定パターン⑤は、水道事業と同様に臨時用の単価を見直したものでございます。改定パターン②における臨時用の単価を一般用の最高単価である165円に揃えたものです。

また、これまでに示した改定パターンにおいては、公衆浴場用の基本水量200m³が設定されておりました。しかし、基本水量を廃止していく方向性が示されたなかで、公衆浴場用の下水道のみ基本水量が設定されていることは、これまでの取組と整合しない形となりますので、200m³までの従量使用料を11円として算定しております。

次のページ(資料10ページ)をお願いいたします。

改定パターン⑤のイメージ図になります。

改定パターン②から臨時用の引上げ額を増加させ、公衆浴場用につきましては、基本水量を廃止して、1 m³から200 m³の従量使用料に11円を設定したものとなっております。

次のページ(資料11ページ)をお願いいたします。

黄色の棒グラフが各年度末に最低限保有すべき資金で、折れ線グラフが改定パターンごとの保有資金の見込み額です。

今回の改定により、使用料算定期間である令和6年度から令和10年度までの5年間で必要とする資金を捻出することができます。また、今回の改定案を基に、令和11年度以降の事業運営において必要な資金を算定しましたが、なお確保することができます。パターンごとに折れ線グラフで示しておりますが、ほとんど重なっているとおり、改定パターンによる将来の保有資金には、ほとんど差を生じない見込みです。

次のページ(資料12ページ)をお願いいたします。

下水道使用料の算定期間も、水道と同様に5年の算定期間を採用しております。

先ほど今回の使用料算定期間以降について、改定の必要性はないとご説明いたしましたが、愛知県の流域下水道へ一宮市の下水を流すために支払う処理負担金の単価の動向など、経営に影響を及ぼす不確定な要素がありますので、逐次経営状況を精査し、使用料の在り方について、検討を続ける必要がございます。

次のページ(資料13ページ)をお願いいたします。

水道事業と同様に、これまでお示しました改定パターンについて、使用例ごとの下水道使用料を比較したもので、一般用のものとなります。

改定パターン①と改定パターン④は使用量が多いほど改定額が高くなる傾向が強く、改定パターン③は基本使用料のみを改定しておりますので、使用される水量が違って改定額は同じになりますが、少ない使用量の方ほど、負担を強く感じやすい形となっております。

改定パターン②・⑤は、使用される水量に応じて負担額が変わり、バランスがとれた改定となっております。

次のページ(資料14ページ)をお願いいたします。

事業用である一般区域の工場廃液用と、特定区域の特定事業用の下水道使用料を比較したのようになります。

改定パターン①は一律の改定になりますので、一般区域と特定区域の使用料の差が広がる改定パターンとなっております。

それ以外の改定パターンにつきましては、一般区域と特定区域の単価差を縮める改定

となりますので、特定区域の改定額のほうが大きくなっております。

次のページ(資料 15 ページ)をお願いいたします。

これまでお示しました水道料金、下水道使用料の比較は 1 か月分での税抜き金額でございました。しかし普段、皆さまがご家庭で目にする請求額は、水道と下水道を合計した、2 か月分の税込みの金額でございます。検針票をつけさせていただきましたので、モニターをご覧ください。資料にはございませんが、こちらが一宮市の検針票でございます。中段のやや上に、ご使用されているメーターの口径が記載してあります。次に、左側に使用水量が記載してあります。この使用水量につきましては、2 か月分の合計の水量となっております。この 2 か月分の水量の合計を基に計算し、合計金額として真ん中に請求額が載っております。

では、資料 15 ページにお戻りください。

そのため、支払い額のイメージがつきにくいこともあることから、改定があった場合、実際に支払い額がいくらになるのか、まとめたものがこちらの表となっております。

これは、水道・下水道ともに改定パターン⑤とした場合の合計金額を税込みで表しております。

改定パターン⑤としております理由は、前回までのご意見で、水道ではパターン④、下水道ではパターン②というご意見が多くございましたので、その派生型である改定パターン⑤で作成しております。

表の右から 2 列目、1 家族 3 人で 2 か月で 30 m³をご使用した場合で試算いたしますと、現在、上下水道の合計で 5,350 円のところ、2,331 円増加し、下から 2 行目となりますが、7,681 円になります。

以上で下水道事業についてのご説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎会長

ありがとうございました。

下水道使用料につきましても、上水道とほぼ同じ考え方でございます。前回 4 パターンありましたが、改定パターン③と改定パターン④は極端な例であります。基本的には、上水道と同じような定額の改定をすることになると思います。そこに今回、臨時用につきまして改定案が出き、改定パターン⑤をご提示いただきました。最後の方には、実際に市民が気になることかと思いますが、改定の結果、現在とはどのような違いがでるのかという標準例をお示しいただきました。

こうしたことを基に、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

○委員

下水道使用料の改定パターンについて、水道と同じく5年間で見直しをすると、再度算定していかなければならないと感じております。

改定パターン②・⑤が水量に応じた改定となります。水道の改定パターンと下水道の改定パターンの実際の支払い額を見させていただいて、改定パターン⑤が妥当になってくると思いました。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

前回、改定パターン④が良いと思いました。改定パターン⑤が把握できていなくて、公衆浴場用の基本水量の廃止がどうして出てきたのか教えてください。

●事務局(経営総務課長)

第3回審議会資料の25ページをお願いいたします。

改定パターン④の公衆浴場用の200 m³までの金額が現行も改定後も0円になっていると思います。今回の審議会において、基本水量を廃止して、1 m³から使用料をいただく方向性が出ておりました。その際、再検討した結果、公衆浴場用に基本水量200 m³がございましたので、他との整合性を図り、1 m³から使用料をいただくべきと考え、従量使用料11円を設定しております。

このことによって、すべての項目において、基本水量が廃止となります。

○委員

ありがとうございました。

現状でしたら、改定パターン④だと思います。

◎会長

改定パターン⑤ではない理由は何かありますか。

○委員

先ほどの実際の支払い額を見て、私の世帯は3人で、現状は5千円代で収まっていますが、表を見るとすごく上がったように感じたからです。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

数字から見ると、改定パターン②・⑤が良いと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

水道と下水道で金額的なものがすごく違うので、見て身につまされる思いをしました。
将来的なことを考えると、改定パターン③が良いと思いました。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

不公平なく理解していただきやすいのが、改定パターン⑤だと思います。
料金審議会は何年に1回開催するのか決まっていますか。

●事務局(経営総務課長)

審議会を何年に1回開催するのかは決まっておりませんが、経営状況を鑑みまして、
料金の見直し、在り方について検討する際に審議会を開催しております。

○委員

分かりました。
改定パターン⑤が良いと思います。

◎会長

先ほどのご質問ですが、他の自治体で拝見しております審議会の場合は、常設の委員会です。常に毎年何らかの審議をしております。一宮市の場合は、料金改定など大きなことがあった場合に開かれております。

○委員

こまめに審議会を開催された方が良いと思います。

◎会長

そういうことも、これから検討された方が良いと思います。

○委員

原価が上がったから、すぐに審議会を開催するのではなく、料金が下がる場合もあるかもしれないので、3年に1回くらいは審議会を開催した方が良いと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

本来であれば違う改定パターンもあると思います。改定パターン③と改定パターン④が望ましいと思います。現行の状況をどのように望ましい方向に持っていくのか考えると、ステップを踏んでいくのが一宮市の状況だと思います。そうでないと、大きく料金の体系を変えることとなりますので、使用者に混乱を生じることになり、これは望ましいことではないと思います。そうすると、改定パターン②・⑤になると思います。今回新しく出していただいた改定パターン⑤のように、公衆浴場用の基本水量制を精査したところ、基本水量制を持っていく説明が今の状況を考えると、できないと思います。今の状況に合わせていくと、基本水量制をなくしていくのが良いと思います。臨時用についても、水道と同様に最高額にすることで説明ができると思います。説明ができる改定パターン⑤が望ましいと思います。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

前は改定パターン②が良いとお話したと思いますが、資料 8 ページで他市町の状況を見まして、基本使用料が一宮市は低いです。将来的なことを考えると、改定パターン③も良いと思いますが、そもそも接続率が低いということなので、ここで大きく上げるとさらに難しいと思います。改定パターン⑤が良いという結論に至りました。

◎会長

他の方はいかがでしょうか。

○委員

改定パターン⑤が、バランスがとれていて良いと思います。特水の繊維産業は死活問題だと思います。変動要因の大きいものであると思いますので、先ほど 3 年に 1 回審議会を開催するべきというお話がありましたが、こまめな状況を把握しながら対応していくことが必要だと思います。

◎会長

副会長お願いします。

○副会長

改定パターン⑤が適当であると考えております。

◎会長

ありがとうございました。

まとめさせていただきます。

数で言えば、改定パターン⑤が一番ご支持をいただいたと、審議会としてまとめたいと思います。ただ、多くの委員の皆様がおっしゃったように、将来的なことを考えると、改定パターン③と改定パターン④も大事であると思います。

審議会の形態をどうしていくのか、ということもご検討の1つだと思います。

今後の上下水道についても、将来的なことは社会の変動が激しい時代のため、臨機応変に対応できる体制を整えておくことが必要であると思います。今回、5年間の料金改定の案を示させていただきますが、将来の変動を踏まえて柔軟に迅速に対応することを付け加えていただきたいと思います。

事務局の皆様におかれましては、これから議会の皆様や市民の皆様に対して、分かりやすい説明が非常に大事になってきます。そういう面で、上下水道ともに改定パターン⑤が共通の改定を前提にした、分かりやすく、改定パターンの中では負担感の少ない、売れ行きの変動が少ない改定案を示していると思います。このことを丁寧に行っていただきたいと答申の中には書いていただきたいと思います。

一通りの上下水道の料金改定につきまして、以上のとおりで行きたいと思います。この際、ご意見等ございましたら、いただきたいと思います。

○委員

先ほどおっしゃいましたが、繊維事業として工場廃液、特定事業用について、前回小刻みにしていただけないかとお話をさせていただきました。今回も初めからの提案通り、令和6年度に25%、令和8年度に20%改定し、工場廃液も令和6年度に15%、令和8年度に10%改定します。とくに特定事業用の上がり幅が2割強になるのは、厳しいです。もう少しご配慮いただけると嬉しいです。

●事務局(上下水道部長)

本日下水道の改定パターン⑤を示させていただきましたが、改定率につきましては、令和4年度策定の上下水道事業経営戦略をベースにして作っていることは、第1回の審議会でもお話させていただきました。今後下水道事業を持続可能で継続していくためには、このような改定率が必要のため、上げさせていただきました。第3回審議会でもお話しましたが、これをベースに、先程いただいたようなご意見も、冒頭会長がおっしゃったように、意見があったことは付け加えさせていただきながら、今後どういった改定の順序、何年にどう改定するのか、間隔的なことについては、市長も交えて最終的に決定をしていきます。その後議会の承認を得る形になりますので、意見として付け加えていただけたらと思います。

◎会長

その他の委員の皆様はよろしいでしょうか。

○委員

今のお話で、上げ幅は経営の中で検討していくこともできると思います。一方で、下水道事業を持続可能にするために、どういった料金体系を求めるのか、というところまで検討したところでは、例えば、特別な事情で経済対策の配慮が必要なところであれば、一般財源部門で実施するのが望ましいと考えます。ですので、そういったところも踏まえて、どういう文言が良いのか。答申書は上手く書かないと、本質的なところを見逃されて、他のところに焦点が行きがちなので、どういう風に伝えるのか検討していただきたいと思います。事業の中で、事業のことを考えてやるべきことと、そこを外れて一般財源部門でやるべきことがあると思います。そこら辺も含めて、上手く答申書案にまとめてもらうと良いと思います。

◎会長

答申案の作成が難しくなると思います。

他の委員の皆様はよろしいでしょうか。

次回の審議会までに今日の内容を踏まえた答申案を作成していただきまして、次回の審議会でお諮りしたいと思いますので、委員の皆様よろしくお願ひします。

次回の審議会につきまして事務局にお返しいたします。

10 次回審議会について

●事務局(経営総務課専任課長)

次回の審議会でございますが、10月3日、火曜日、午後2時から、場所は本日と同じ11階の1102会議室で予定をさせていただいておりますので、ご出席のほどよろしくお願ひいたします。